

令和7年度 事業計画書

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行う。

1. 柔道整復術の医学的研究に関する事業

- (1) 柔道整復学の発展に寄与する。【学術教育部】
- (2) 地域別に学術大会を実施する。【学術教育部】
- (3) 学術講師の派遣を行う。【学術教育部】
- (4) 学術資料及び情報の収集を行うとともに、論文の閲覧システムを管理する。【学術教育部】
- (5) 日本柔道整復接骨医学会等に協力する。【総務部・学術教育部】

2. 柔道整復師の資質向上に関する事業

- (1) 医学、生理学、解剖学、柔道整復学及び画像観察等に関する研修等を行う。【学術教育部】
- (2) 日整学術・生涯学習講習会を実施する。【学術教育部】
- (3) 生涯学習都道府県会議を実施する。【学術教育部】
- (4) 会員等のボランティア活動の実施を推進する。【学術教育部】
- (5) (公財) 柔道整復研修試験財団に協力する。【総務部】

3. 柔道整復師の養成及び指導に関する事業

- (1) 柔道整復専門学校及び柔道整復大学等に講師の派遣を行い、学生に対し、医療人としての理解への啓発・教育を行う。【総務部】
- (2) 業界案内の冊子やDVDを作成する。【総務部・広報部】
- (3) 柔道整復専門学校及び柔道整復大学等の優等卒業生を表彰する。【総務部】
- (4) (公社) 全国柔道整復学校協会との協調をはかる。【総務部】

4. 医療・介護保険制度達成の協力に関する事業

- (1) 医療保険制度の推進に協力する。【保険部】
- (2) 介護保険・地域包括ケア制度の推進に協力する。【会長直轄】
- (3) 保険部関係の説明会を実施する。【保険部】
- (4) 保険部事業関係の調査研究を行う。【保険部】
- (5) 都道府県別保険給付調査を実施する。【保険部】
- (6) 柔道整復療養費及び施術料金の取扱実態調査を実施する。【保険部】

5. 国民の心身の健全な発達に関する事業

- (1) 国民の体位向上の推進をはかる。【事業部】
- (2) 日整全国少年柔道大会を実施する。【事業部】
- (3) 日整全国少年柔道「形」競技会を実施する。【事業部】
- (4) 柔道競技に関する促進活動を実施する。【事業部】
- (5) 都道府県柔道整復師会等の主催する少年柔道大会に協力する。【事業部】
- (6) (公社) 全国柔道整復学校協会主催の柔道大会に協力する。【事業部】
- (7) (公財) 全日本柔道連盟等の主催する柔道大会に協力する。【事業部】

6. 国際協力及び貢献に関する事業
 - (1) 世界保健機関(WHO)に協力する。【学術教育部・国際部】
 - (2) 外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)及び(公財)国際医療技術財団(JIMTEF)の活動に協力並びに国際学会での研究発表等を行い、日本の伝統医療である柔道整復術の諸外国における普及活動を行う。【学術教育部・国際部】
 - (3) 世界保健機関の疾病分類、伝統医学分類に「柔道整復」の導入に関するデータベース構築の準備を行う。【学術教育部・国際部】
7. 国民の健康・保健・福祉のための普及啓発活動に関する事業
 - (1) 機関誌「日整広報 Feel!Go!」を発行する。【広報部】
 - (2) ホームページ、ウェブサイト並びに新聞等を通じて柔道整復師の活動等を広く国民に発信する。【広報部】
 - (3) 各種スポーツ大会等の支援活動を行う。【総務部・財務部・保険部・広報部・学術教育部・事業部・国際部】
8. 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
 - (1) 柔道整復師賠償責任保険、所得補償保険、団体生命保険等への加入を促進する。【総務部】
 - (2) 日本柔道整復師協同組合に協力する。【総務部】
 - (3) 全国国民年金基金に協力する。【総務部】
9. 都道府県団体相互の連絡調整に関する事業
 - (1) 全国会長会を実施する。【総務部】
 - (2) 都道府県柔道整復師会等と協力し、国民医療に寄与する。【総務部】
10. その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - (1) 公益活動の一環として慈善事業の推進をはかる。【事業部】
 - (2) 組織機構・諸規定の見直しを行う。【総務部】
 - (3) 災害の被災者に対する会員の救護活動を支援する。【会長直轄】
 - (4) 柔道整復師関連団体間の協調をはかる。【総務部】
 - (5) 日整ガバナンスに係る情報管理の徹底を図り、業務の省力化及びIT化を推進するとともに都道府県柔道整復師会等の業務のIT化に協力する。【総務部】
 - (6) イノベーション本部を運営する。【会長直轄】
 - (7) 日本柔整会館等の不動産賃貸を行う。【財務部】
 - (8) 会員名簿を管理する。【総務部】
 - (9) 外部団体の情報確認と連携により、会員の支援及び会員の増員をはかる。【会長直轄】